

令和2年分確定申告期の重要な注意点

令和元年分以前の所得税及び消費税の確定申告のご相談については、令和3年に入つてからはお受けできません。必ず、令和2年中にご相談ください。

確定申告期間の相談時間は、**1人50分間**とさせていただきます。この期間は、記帳（入力）、集計等の相談を承ることができません。令和2年中にご相談ください。

令和2年中に新たに10万円以上の減価償却資産の取得がある方、住宅借入金控除対象者の初年度の方、株式等の譲渡所得のある方は、令和2年中にご相談ください。

年末調整のご相談は、確定申告の相談と同時には承ることはできませんので、事前にご相談ください。

マイナンバーによる本人送信をご希望の方は、電子証明書の有効期限の確認をお願いします。更新された方は、暗証番号とカードを持って令和2年中にご来所ください。

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の方は、事業用通帳と帳簿の残高合致・マイナス残高検索・重複仕訳検索等を事前に確認してから、ご相談にお越しください。

予約時間の遅刻や忘れ物（USBにデータが入っていない場合も含）があっても時間の延長はできかねますので、ご注意ください。

確定申告のご相談は、予約優先となっております。予約なしでご来所された場合は、混雑状況によって別日に予約をお取りいただき、お帰りいただく可能性がございます。

感染症拡大防止のため、ご来所の際はマスク着用の上、必要最低限の人数でお願いします。

代理送信の受付は、令和3年3月11日（木）迄です。予めご承知おきください。

※ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局（881-8558）までご連絡ください。